

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者  
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容  
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由  
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実  
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。  
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 6 月 26 日

愛知県公安委員会



弁明通知書番号
541012605120010040
541012605190050120
541012605210050070
541022605121000010
541022605221010050
541032605151010010
541042605175481500
541052603311000110
541052605110080060
541052605170060050
541052605190080110
541162605030130310
541162605080030010
541162605100170130
541162605120080340
541162605120080370
541162605150260040
541162605160020080
541162605170140290
541162605170150240
541162605175020280
541162605180030080
541162605210020010
541162605210040030
541162605220260120

弁明通知書番号
541162605220260270
541162605220270060
541162605230130120
541162605240090310
541162605240090350
541162605240150060
541162605240200230
541162605240220070
541172604300020040
541172605141000050
541172605171000050
541172605210020050
541172605220020050
541182605070010060
541192604040010030
541222605081010120
541222605171010050
541232605031010150
541232605161010040
541232605235538690
541412605221010030
541422604221010020
541422605195397650
541422605221010050
541432604305489620



弁明通知書番号	弁明通知書番号
541432605200010010	
542522605180010050	
542522605220010100	
542542605100030120	
542612604135390760	
543832605200122340	
543862605125326270	
543952605110020060	
以下余白	

## 教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。